

○東御市生垣設置及びブロック塀等除去事業補助金交付要綱

平成16年4月1日

告示第96号

改正 平成22年4月20日告示第36号

平成29年3月31日告示第51号

(趣旨)

第1条 この告示は、快適で緑あふれる美しいまちづくりと安全なまちづくりを推進するため、市内において生垣を設置し、又は倒壊のおそれのあるブロック塀等を除去する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、東御市補助金等交付規則（平成16年東御市規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 生垣とは、次に掲げる条件を満たすものをいう。

ア 高さのほぼ均一な樹木を列状に植栽し、原則として竹、丸太等を補助材料に用いた垣根で、樹木の高さが、0.8メートル以上であること。

イ 樹木の植栽本数は、延長1.0メートルにつき原則として3本以上であること。ただし、葉張り40センチメートル以上の樹木にあっては、2本以上とする。

ウ 植栽地の盛土をブロック等で囲む場合、土台の高さは、宅地面から65センチメートル以下であること。

エ 植樹帯の幅は、30センチメートル以上とし、植栽位置は、原則として公道等境界から50センチメートル以上後退させること。

オ 生垣の延長は、連続3メートル以上であること。

カ 樹木は、健全で気候風土及び生垣に適した樹種とすること。ただし、リンゴ、ナシ等の赤星病を防止するためのビヤクシン類は、

除外する。

(2) ブロック塀等とは、次に掲げる条件を満たすものをいう。

ア 補強コンクリートブロック造の塀、組積造の塀その他これらに類する塀及び門柱

イ 道路面からの高さが1メートル以上のもの

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住宅又は事業所（以下「住宅等」という。）を所有し、又は使用する者で、一般の交通の用に供する道路に面した場所（建築基準法第42条第2項に規定された道路にあつては、道路の中心線から2メートル以上離れた住宅等の敷地内）で事業を実施する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 申請者及び同一世帯員に市税の滞納がある場合

(2) 既存の生垣を作り替える場合

(3) 過去5年以内にこの告示による補助金の交付を受けている場合

(4) 他の法令等の規定による補助金又は補償を受けて生垣を設置した場合

(5) 販売を目的として所有し、又は管理している住宅等の用地に生垣を設置する場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認める場合

(補助金額等)

第4条 補助金額等は、次のとおりとする。

内容	補助金額	限度額	
1 生垣を新設するとき。	生垣の総延長に1m当たり3,000円を乗じた額	60,000円	
2 既存ブロック塀等を撤去し、生垣を設	撤去経費	撤去の総面積に1m <sup>2</sup> 当たり3,000円を乗じて得	50,000円

置するとき。		た額	
	生垣設置経費	生垣を新設するときに準ずる。	60,000円
3 既存ブロック塀等を除去するとき。	除去するブロック塀等の総面積に1㎡当たり3,000円を乗じて得た額又は除去に要した費用に1/2を乗じて得た額のいずれか低い額		50,000円

2 前項の補助金額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、東御市生垣設置及びブロック塀等除去事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、工事着手14日前までに提出するものとする。

(交付の変更)

第6条 規則第8条第1項の規定による変更の通知は、東御市生垣設置及びブロック塀等除去事業補助金交付変更申請書(様式第2号)により行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、東御市生垣設置及びブロック塀等除去事業補助金実績報告書(様式第3号)とし、生垣等の設置が完了後、7日以内に提出するものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の東部町生垣設置補助金交付要綱（平成7年東部町告示第2号）の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年4月20日告示第36号）

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の東御市生垣設置補助金交付要綱の規定に基づく様式により作成された書類は、改正後の東御市生垣設置補助金交付要綱の規定に基づく様式により作成されたものとみなす。

附 則（平成29年3月31日告示第51号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

東御市生垣設置及びブロック塀等除去事業補助金交付申請書

年 月 日

（申請先）東御市長

住所

申請者 氏名

㊟

電話

次のとおり事業を実施したいので、東御市生垣設置及びブロック塀等除去事業補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

なお、申請に当たり、私とその同一世帯員の税務関係書類を閲覧することに同意します。

事業場所	東御市		
事業形態	(1) 生垣の新設 (2) ブロック塀等の撤去と生垣の設置 (3) ブロック塀等の除去		
生垣樹木名			
生垣の延長	m	樹木の本数	本
樹木の高さ	m	樹木の葉張り	m
ブロック塀等の概要	種類		
	高さ	m	延長 m 面積 m <sup>2</sup>
補助金交付申請額	(1)の場合	円 (3,000 円× m)	
	(2)の場合	円 (3,000 円× m <sup>2</sup> +3,000 円× m)	
	(3)の場合	円 3,000 円× m <sup>2</sup> 又は 工事費 円×1/2	
施工予定年月日	年 月 日から 年 月 日まで		
土地所有者の承諾印（申請者が土地所有者と異なる場合）			
住所			
氏名 ㊟			

- 添付書類
- 1 住宅又は事業所の位置がわかる地図
  - 2 植栽平面図（植栽場所と隣地との境界を詳しく記入してください）
  - 3 着事前写真（撮影年月日がわかる生垣設置予定地の遠景及び近景）

様式第2号（第6条関係）

東御市生垣設置及びブロック塀等除去事業補助金交付変更申請書

年 月 日

（申請先）東御市長

住所  
申請者  
氏名 ◎

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業について、次の  
とおり変更したいので東御市生垣設置及びブロック塀等除去事業補助金交付要綱第6条  
の規定により申請します。

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 変更後の補助金申請額 円
- 4 関係書類

様式第3号（第7条関係）

東御市生垣設置及びブロック塀等除去事業補助金実績報告書

年 月 日

（届出先）東御市長

住所  
申請者  
氏名 ㊟

次のとおり事業を完了したので、東御市生垣設置及びブロック塀等除去事業補助金交付要綱第7条の規定により提出します。

指令年月日番号	年 月 日 第 号
事業場所	東御市
生垣樹木名	
生垣の延長	m 樹木の本数 本
ブロック塀等の概要	高さ m 延長 m 面積 m <sup>2</sup>
補助金の確定を受けたい額	円
完了年月日	年 月 日

※完了写真を貼付してください。

（注） この欄は記入しないでください。

上記について検査の結果、適合していることを確認しました。 年 月 日 検査職員 ㊟
---